

## **[事案 28-177] 損害賠償請求**

・平成 29 年 7 月 7 日 和解成立

※本事案の申立人は、法人である。

### **<事案の概要>**

企業年金保険にもとづく退職給付金の金額について、保険会社から本来より高い金額を誤って説明されていたことを理由に、差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

以下の理由により、実際の退職給付金の金額と誤説明された金額との差額を支払ってほしい。

- (1) 当社の従業員 A の定年退職の時期が近付いたため、企業年金保険にもとづく退職給付金の金額について保険会社に照会したところ、本来より高い金額を説明された。勤続年数に比して高額であったことから保険会社に確認を求めたが、正しい金額だと言われた。
- (2) 従業員 A に退職給付金その他の退職金の金額を説明し、定年退職後の再雇用を希望するか確認したところ、金額が十分であったことから再雇用を希望せず、そのまま退職することとなった。
- (3) 退職日の半月前に、改めて保険会社に確認したところ、退職給付金の金額の誤りが発覚した。このことが社内に広まって従業員 A や他の従業員が当社への不信感を抱くことを危惧し、当社が A に差額を支払うこととした。

### **<保険会社の主張>**

退職給付金額について担当者が誤説明をしたことは認めるが、加入者間の公平性の観点から、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申立人と保険会社や従業員 A とのやり取りなどの経緯を把握するため、申立人代表者に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。